

新潟県地球温暖化対策地域推進計画 2017-2030 別冊

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の
設定に関する環境配慮基準

2025（令和7）年3月



1 概要

2022（令和4）年4月の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正で創設された、「地域脱炭素化促進事業」制度は、地域の円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる再生可能エネルギー（再エネ）の導入を促進するものです。

この制度において、市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされ、その設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準を踏まえることとされています。また、2024（令和6）年の温対法改正により、県と市町村が共同で再エネ促進区域等を設定することが可能とされました（2025年4月施行予定）。

これを受け、本県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した上で適切に地域脱炭素化促進事業が進められるよう、促進区域の設定に係る基準（県基準）を定めることとします。

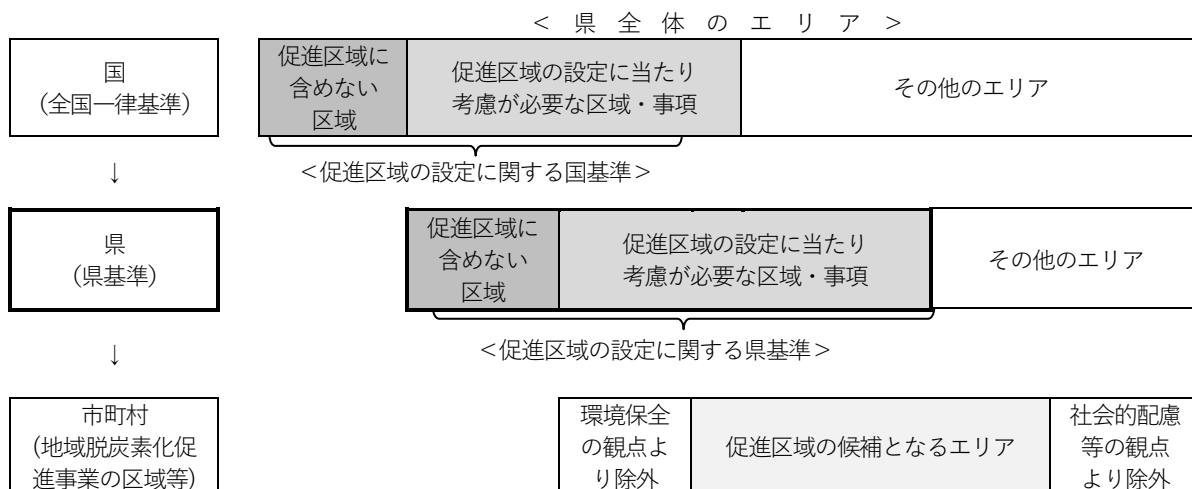
本基準は、温対法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準であり、同条第3項第1号に掲げられた「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項」として、「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017－2030）」の別冊として位置付けるものです。

2 促進区域設定に係る基準のイメージ

促進区域設定にあたり、国は、環境の保全上の支障の防止の観点から全国一律で環境配慮基準を策定しており、県は、地域の自然的社会的条件に応じて、国の基準に上乗せ横出しして県基準を定めることができるとされています。

市町村は、国や都道府県が定める基準に基づくほか、環境保全や社会的配慮等の観点を踏まえ促進区域を設定します。

図表1 基準のイメージ



3 対象

- ・太陽光発電施設
- ・風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
- ・中小水力発電施設（出力3万kW未満）
- ・地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
- ・バイオマス発電施設

4 適用及び見直し

本基準は、2025（令和7）年4月1日から適用します。

「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

5 基準

(1) 促進区域に含めない区域

本県における「促進区域に含めない区域」（温対法施行規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域）は次のとおりとします。これらの区域を促進区域に設定することはできません。

図表2 促進区域に含めない区域

関係法令等	【区域の名称】		備考
自然公園法	国立公園、国定公園	特別保護地区	[国]
		海域公園地区	[国]
		第1種特別地域※	[国]
新潟県立自然公園条例	県立自然公園	第1種特別地域※	
自然環境保全法	原生自然環境保全地域		[国]
	自然環境保全地域	特別地区	[国]
		普通地区	[国]
新潟県自然環境保全条例	自然環境保全地域	特別地区	
		普通地区	
	緑地環境保全地域		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区		[国]
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区		[国]
新潟県希少野生動植物保護条例	生息地等保全地区		
河川法	河川区域		対象再エネ施設は、太陽光・風力・バイオマス・地熱発電

[国] …国の基準（温対法施行規則第5条の2第1項第1号）で促進区域に含めることができない区域として定められているもの

※ 地熱発電のために特別保護地区、海域公園地区及び第1種特別地域の外から第1種特別地域の地下部への傾斜掘削により土石の採取を行う場合を除く

(2) 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域

本県における「促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域」は次のとおりとします。

これらの区域では、地域脱炭素化促進施設の整備により、区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に温対法第21条第5項第5号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めることが必要です。

図表3 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域

関係法令等	【区域の名称】		備考
自然公園法	国立公園、国定公園	第2種特別地域	<国>
		第3種特別地域	<国>
		普通地域	<国>
新潟県立自然公園条例	県立自然公園	第2種特別地域	
		第3種特別地域	
		普通地域	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の監視地区		<国>
砂防法	砂防指定地		<国>
地すべり等防止法	地すべり防止区域		<国>
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		<国>
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域		
森林法	保安林（航行目標保安林を除く）		<国>

<国> …国の基準（温対法施行規則第5条の2第1項第2号）で「地域脱炭素化促進施設の整備により、図表2の各区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討する」とされている区域

6 考慮が必要な環境配慮事項

本県における「促進区域の設定に当たって考慮が必要な環境配慮事項」及び「収集すべき情報」とその「収集方法」を以下の表に示します。促進区域で行われる事業について、「環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方」に基づき措置を講じる必要があります。

図表4 考慮が必要な環境配慮事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	太陽光	風力	中小水力	地熱	バイオマス
	収集すべき情報	収集方法						
①大気質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等） 大気汚染に係る環境基準 大気汚染防止法、県生活環境保全条例に基づく規制基準 気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントデータベース（EADAS） 市町村ホームページ（HP） 「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省） 地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院） 気象庁HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境、大気汚染に係る環境基準、大気汚染防止法、新潟県生活環境保全条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 施設の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保すること。 施設の設置区域に応じた排出基準を十分に下回る排ガス処理施設等を設置するとともに、適正な維持管理体制を整備すること。 					○
②硫化水素による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等） 気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町村HP 気象庁HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの距離を確保すること。 探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境への影響を検討し、必要に応じて回避または極力低減するよう対策を講じること 				○	○
③騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等） 騒音に係る環境基準 騒音規制法、県生活環境条例に基づく規制基準 気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町村HP 「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省） 地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院） 気象庁HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナからの騒音に配慮すること。 地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、新潟県生活環境保全条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 周辺に施設がある場合、必要に応じて、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔や、パワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。 	○	○		○	○
④悪臭による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報（学校、病院、福祉施設、住宅等） 悪臭防止法に基づく規制基準、県生活環境保全条例に基づく規制基準 気象の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町村HP 「国土数値情報（学校／医療機関／福祉施設）」（国土交通省） 地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院） 気象庁HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 発電施設からの悪臭に配慮すること。 周辺に施設がある場合、必要に応じて、脱臭装置を設置するなど、悪臭への対策を講じること。 					○

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	太陽光	風力	中小水力	地熱	バイオマス
	収集すべき情報	収集方法						
⑤反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報 (学校、病院、福祉施設、住宅等) 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町村 HP 「国土数値情報 (学校 / 医療機関 / 福祉施設)」 (国土交通省) 地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光の反射光に配慮すること。 周辺に施設がある場合、必要に応じ、反射を抑えた仕様の太陽光パネルの採用、太陽光パネルの傾きの調整、周囲に植栽を施す等、反射光への対策を行うこと。 	○				
	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者の道路台帳 道路の交通状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの反射光による運転者への影響が懸念されることから、配置場所、角度等を配慮すること。 					
⑥風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設の情報 (学校、病院、福祉施設、住宅等) 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 市町村 HP 「国土数値情報 (学校 / 医療機関 / 福祉施設)」 (国土交通省) 地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に施設がある場合、風車の影が周辺の施設に長時間重ならないよう、風力発電施設の配置を検討すること。 		○			
⑦水の汚れ ⑧富栄養化 ⑨水の濁り ⑩溶存酸素量 ⑪水温による影響	<ul style="list-style-type: none"> 地域の気象 (降水量等) の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の気象情報を確認し、降雨時に事業地からの排水 (水濁等) による影響が懸念される場合には、雨水が適切に排水できる対策 (調整池等の設置) を講じること。 	○		○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質、利用状況 (取水施設等) 漁業権の設定状況 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者、県担当課が示す情報を確認 EADAS 県、市町村が所有している取水地の情報 県の漁業権漁場図 等 	<ul style="list-style-type: none"> (施設の形態、規模、立地等から影響が想定される場合) 排水先の下流に、漁業権が設定されている場合や、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池等による対策に加え、仮設沈砂池等の設置を検討すること。 					
	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準 水質汚濁防止法、県生活環境保全条例に基づく規制基準 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村が示す情報 EADAS 等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、水質等への影響を調査し、必要な措置を講じること。 地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、新潟県生活環境保全条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 					
⑫温泉への影響	<ul style="list-style-type: none"> 温泉の分布状況 温泉の生成機構及び開発対象とされる地熱貯留層の関係 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村が示す情報 専門家等からの聞き取り 学術調査、学術論文 等 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の既存温泉への影響 (温泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉の濁り等) について、モニタリングの実施を検討するとともに、必要に応じて対策を講じること 地熱調査に係る掘削及び発電施設設置に係る温泉法等の手続きについて、県担当課と調整すること 				○	

考慮対象 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき 情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確 保するための考え方	太陽 光	風 力	中 小 水 力	地 熱	バ イ オ マ ス
	収集すべき情報	収集方法						
⑬ 重要な地形 及び地質へ の影響	・注目すべき地質、地 形の存在	・EADAS ・地形図、国土 基本図、土地 条件図 (国土地理院) ・日本の地形レ ッドデータブ ック ・航空写真、土 地利用図、現 存植生図等	・重要な地形及び地質が存在す る場合、当該地形の改変を避 けた、又は改変面積をできる 限り小さくした事業計画とす ること。	○	○	○	○	○
⑭ 土地の安定 性への影響	・地すべり地形・過去 の土砂災害の履 歴・その他の災害 の危険性のある地 域又は防災上重要 な役割を果たして いる地域の状況 (砂防指定地、地す べり防止区域、急 傾斜崩壊危険区 域、土砂災害警戒 区域、山地災害危 険地区 等)	・EADAS ・国土地理院地 形図 ・県HP ・地理院タイル ・その他県が示 す情報 等	・災害の危険性のある地域又は 防災上重要な役割を果たして いる地域への影響の回避又は 低減に努めること。	○	○	○	○	○
	・盛土、切土の有無	・地形図、国土 基本図、土地 条件図 (国土地理院) ・宅地造成及び 特定盛土等規 制法に係る情 報 等	・事業区域内に盛土、切土が存 在する場合は、適切な崩壊防 止工法の選定、排水工、緑化 工などの、土砂等の崩壊等 による災害の発生の防止策を講 じること。					
	・保安林・地域森林計 画対象森林	・県担当課が示 す情報を確認	・森林のもつ水源涵養等の多 面的機能に影響を与えないよ う森林の伐採範囲を最小限と すること。 ・大規模な伐採を伴う場合は、 所管の行政機関の意見を踏ま えた事業計画とすること。 ・災害の危険性のある地域又は 防災上重要な役割を果たして いる地域への影響の回避又は 低減に努めること。	○	○	○	○	○
	・河川区域	・県、市町村担 当課が示す情 報を確認	・河川法上の許可を受けるこ と。			○		
	・河川保全区域 ・河川予定地		・河岸又は河川管理施設を保全 するための必要な措置を講 じること。	○	○	○	○	○
	・海岸保全区域 ・一般公共海岸区域	・県担当課が示 す情報を確認	・海岸の公物を保全するための 必要な措置を講じること。	○	○	○	○	○

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	太陽光	風力	中小水力	地熱	バイオマス
	収集すべき情報	収集方法						
⑮ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区 生息地等保護区 		<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地等保護区の監視地区を含む場合は、当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト 新潟県レッドリスト、レッドデータブック 国内希少野生動植物の生息・生育状況 指定希少野生動植物の生息、生育状況 ラムサール条約湿地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省HP 県HP等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行うこと。 重要な種の生息や、注目すべき生息地が確認される場合、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 重要な鳥類の生息地、集団飛来地、渡りのルート 重要なコウモリ類の生息地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き等 	<ul style="list-style-type: none"> 風車への衝突(バードストライク、バットストライク)や行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等に配慮すること。 		○			
⑯ 植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹、巨木林 保護林 緑の回廊 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省HP等 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト 新潟県レッドリスト、レッドデータブック 国内希少野生動植物の生息・生育状況 指定希少野生動植物の生息・生育状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省HP 県HP等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置を講じること。 					
⑰ 地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省HP等 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生推進法に基づき自然再生協議会が自然の再生に取り組んでいる場合、事業の実施に当たり、当該協議会に意見聴取を行うなどし、必要な措置を講じること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全上重要な里地里山の分布状況 生物多様性の観点から重要度の高い湿地や海域の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 環境省HP等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置を講じること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 保護水面 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 新潟県漁業調整規則 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業や保護水面へ支障を及ぼさないことが見込まれること。 	○	○	○	○	○

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	太陽光	風力	中小水力	地熱	バイオマス
	収集すべき情報	収集方法						
⑱ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園、県立自然公園の特別地域、普通地域 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省 HP 県 HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 左記指定範囲を含む場合、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について、所管する環境省地方環境事務所及び県担当課に聴取すること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村が有する都市計画図 	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区を含む場合は、都市環境の保全を図るため風致の維持に支障がないよう対策を講じること 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画に定める重点区域の指定の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 各認定市町村の HP より確認 	<ul style="list-style-type: none"> 重点区域内に事業区域を含まないよう検討するとともに、重点区域内の重要文化財や史跡等の景観を阻害しない位置に設ける、高さを極力抑える、低反射、低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 指定・登録等文化財（史跡名勝天然記念物、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺の状況等）、周知の埋蔵文化財包蔵地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 文化庁 HP 県、市町村が有する遺跡地区等（県 HP、市町村担当部局に確認） 	<ul style="list-style-type: none"> これらを含む場合は、それぞれの歴史的・芸術的価値を損なわないよう対策を講じること 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省、県 HP 等 	<ul style="list-style-type: none"> 当該歩道や区域の変更を避けた、又は変更面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域 法令等に基づく市町村の重要な景観や眺望の選定状況 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポット 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村の景観、観光等の担当部署への確認 	<ul style="list-style-type: none"> 展望台、眺望の良い峠、県の観光スポットから景観への影響のない場所において事業を計画すること。 それらの場所に近接する場所で事業を行う場合、敷地境界周辺に植栽等の対策を講じること。 	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産予定地の景観等に影響を与える区域 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村担当課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。 					
⑲ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村の観光、公園管理の担当部署への確認 観光パンフレット等 	<ul style="list-style-type: none"> 人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その変更面積をできるだけ小さくすること。 	○	○	○	○	○

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方	太陽光	風力	中小水力	地熱	バイオマス
	収集すべき情報	収集方法						
⑩ その他特に考慮が必要と判断する事項	・農用地区域内農地、甲種農地、第1、第2、第3種農地	・県、市町村担当課、農業委員会が示す情報を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域のうち、再エネ発電設備を整備する区域（施設整備区域）に含まれる農用地が、農用地区域内の農用地又は甲種農地でないこと。 ・施設整備区域に含まれる農用地が第1種農地でないこと。 <p>ただし、再生利用困難な荒廃した農用地や再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、今後耕作の目的に供される見込みがないものほか、風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備の用に供する農用地については、施設整備区域に含めることができる。</p>	○	○	○	○	○
	・要措置区域及び形質変更時要届出区域	・県、市町村担当課が示す情報を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。 	○	○	○	○	○
	・ダイオキシン類土壌汚染対策地域	・県担当課が示す情報を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域にダイオキシン類土壌汚染対策地域を含む場合）汚染の拡散を防止するため、ダイオキシン類土壌汚染対策計画の内容に整合するものであること。 	○	○	○	○	○
	・廃棄物処理法に基づく「廃棄物が地下にある土地」	・県、市町村担当課が示す情報を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・（促進区域に廃棄物処理法に基づく「廃棄物が地下にある土地」の指定区域を含む場合）廃棄物処理法で定める基準に適合するように、必要な措置を講じること。 	○	○	○	○	○
	・港湾	・県担当課に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域または港湾隣接地域を含む場合、港湾管理者と協議の上、事業実施に当たって、港湾の利用・保全又は港湾計画の遂行等を著しく阻害しないよう、適切な配慮を行うこと。 	○	○	○	○	○
	・漁港	・県、市町村担当課に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港区域または漁港隣接地域を含む場合、漁港管理者と協議の上、事業実施に当たって、漁港の利用・保全又は漁港計画の遂行等を著しく阻害しないよう、適切な配慮を行うこと。 	○	○	○	○	○
	・空港、航空保安施設	・EADAS ・各空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・空港、航空保安施設を含む場合、航空法による制限表面や航空路監視レーダー、空港保安無線施設等の周辺は調整が必要な場合があるため、事業区域の設定にあたっては、空港事務所等の関係者と協議すること。 	○	○	○	○	○
	・自衛隊関連施設	・防衛省に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運用に支障がないことを防衛省に確認すること。 	○	○	○	○	○
	・道路区域	・各道路管理者の道路台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路区域を含む場合、道路法第32条、91条等による必要な手続きをとること。 	○	○	○	○	○
	・水源地域	・新潟県水源地域の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域内に存する地域森林計画対象民有林の土地の売買・賃貸等を伴う場合、県水源地域保全条例に基づく事前届出を行っていること 	○	○	○	○	○